

制限付一般競争入札（物品購入等）実施要領（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第2条 対象案件は、物品管理室が発注する物品購入等のうち1件の予定価格が物品の買入れにあつては 300万円、印刷物の製造の請負にあつては100万円を超えるものとする。ただし、物品管理室長が必要と判断した場合は、それ以下の金額でも実施することができる。</p>	<p>第2条 対象案件は、物品管理室が発注する物品購入等のうち1件の予定価格が物品の買入れにあつては 160万円、印刷物の製造の請負にあつては100万円を超えるものとする。ただし、物品管理室長が必要と判断した場合は、それ以下の金額でも実施することができる。</p>
<p>第5条 略</p> <p>2 物品管理室長は、前項の参加申請書にて 資格要件不適格であるものと決定をしたときは、当該参加申請書を提出した入札参加希望者へ一般競争入札参加資格要件不適格通知書（調達様式第12号。以下「不適格通知書」という。）により通知するものとする</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 物品管理室長は、前項の参加申請書にて 参加資格無しと決定をしたときは、当該参加申請書を提出した入札参加希望者へ一般競争入札参加資格要件不適格通知書（調達様式第12号。以下「不適格通知書」という。）により通知するものとする</p>
<p>第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、次の(1)から(11)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。</p> <p>(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき</p> <p>(2) 一般競争入札参加申請書を提出していないものが入札し</p>	<p>第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、次の(1)から(11)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。</p> <p>(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき</p> <p>(2) 一般競争入札参加申請書を提出していないものが入札し</p>

<p>たとき</p> <p>(3) 入札者が法令の規定に違反したとき</p> <p>(4) 入札者が連合して入札をしたとき</p> <p>(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき</p> <p>(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき</p> <p>(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき</p> <p>(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき</p> <p>(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき</p> <p>(10) 同等品承認のなされなかったもので入札をしたとき</p> <p>(11) 応札品承認のなされなかったもので入札をしたとき</p> <p>(12) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき</p> <p>(13) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき</p> <p>(14) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認</p>	<p>たとき</p> <p>(3) 入札者が法令の規定に違反したとき</p> <p>(4) 入札者が連合して入札をしたとき</p> <p>(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき</p> <p>(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき</p> <p>(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき</p> <p>(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき</p> <p>(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者が入札したとき</p> <p>(10) 同等品承認のなされなかったもので入札をしたとき</p> <p>(11) 応札品承認のなされなかったもので入札をしたとき</p> <p>(12) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき</p> <p>(13) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき</p> <p>(14) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認</p>
--	--

<p>められるとき</p> <p>(15) 入札書の首標金額が訂正されているとき</p> <p><u>(16) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき</u></p> <p><u>(17) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき</u></p>	<p>められるとき</p> <p>(15) 入札書の首標金額が訂正されているとき</p> <p><u>(16) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき</u></p>
--	---

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。